

〈翻訳〉

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続を定めたオバマ政権下の大統領政策指針 (Presidential Policy Guidance: PPG) について

三宅 裕一郎

〈解説〉

(1) 2013年5月22日、第2次オバマ (Barack H. Obama) 政権は、アメリカの対テロ作戦の中で重要な戦術としてしばしば用いてきた、無人攻撃機 (ドローン) などによる「標的殺害」作戦を承認するための詳細な手続を定めた文書を策定した。それがここで紹介する大統領政策指針 (以下、PPG) であり、正式な標題は、「アメリカの領域外及び現に敵対行為が進行している地域外においてテロリストの標的に対する直接行動を承認するための手続 (Procedures for Approving Direct Action against Terrorist Targets Located outside the United States and Areas of Active Hostilities)」である⁽ⁱ⁾。

この時点でオバマ政権がこうしたアクションを起こした背景には、とりわけオバマ政権下においてアメリカの「標的殺害」作戦がパキスタンやイエメンなどの諸外国において秘密のベールに包まれたまま遂行され、しかも攻撃に巻き込まれた罪のない多くの一般市民の犠牲者も出ている実態が複数のメディアなどにより明らかになったことで、国内外の関心を集めていったことが影響

(i) 編集されたこの全文については、JAMEEL JAFFER, THE DRONE MEMOS: TARGETED KILLING, SECRECY, AND THE LAW 225-252 (2016).

している。また、2011年9月30日には、アメリカに対する深刻なテロ攻撃を行ってきた「アラビア半島のアルカイダ (Al-Qaeda in the Arabian Peninsula: AQAP)」の上級指導者でアメリカ国籍をもつアンワル・アウラキ (Anwar al-Aulaqi) が、潜伏するイエメンにおいてアメリカのドローンミサイル攻撃によって殺害され⁽ⁱⁱ⁾、その後2013年2月4日にニューズウィーク誌が、これまでオバマ政権が極秘裏に作成したアウラキを始めとするアメリカ国籍をもつ個人への「標的殺害」作戦を法的に正当化するための文書をさらに要約した司法省白書⁽ⁱⁱⁱ⁾の存在をリークによって報じ、改めてアメリカの「標的殺害」作戦に対する国内外の関心と批判が集まっていったのであった。

(2) そこで、これらの事情を背景として、アメリカの「標的殺害」作戦における標的の選定基準と作戦の承認手続の透明性を図るためにオバマ政権が策定したのが、このPPGである^(iv)。しかしながら、PPG自体は策定後しばらく機密扱いとなっており、それが世に公開されたのは、2016年8月8日、その開示を求める情報公開請求訴訟において、ニューヨーク州南部地区連邦地裁が開示

(ii) アウラキに対する「標的殺害」作戦とそれに至るまでの状況については、ジェレミー・スケイヒル (横山啓明・訳) 『アメリカの卑劣な戦争—無人機と特殊作戦部隊の暗躍—』 (柏書房, 2014年) が詳しい。

(iii) Department of Justice, White Paper, Lawfulness of a Lethal Operation Directed Against a U.S. Citizen Who Is a Senior Operational Leader of Al-Qaeda or an Associated Force (Nov. 8, 2011), *transcribed in* JAFFER, *supra* note 1, at 167-189. この邦訳については、拙訳「アメリカ国籍をもつ個人への『標的殺害 (targeted killings)』作戦を合法とする法的根拠を示したアメリカ司法省白書について」『愛知大学法学部法経論集』224・225合併号 (2020年) 177頁以下を参照。

(iv) なお、PPG 策定に大きくかかわったとされるのが、オバマ政権当時国家安全保障会議スタッフ法律顧問 (National Security Staff Legal Advisor) を務め、現在はバイデン政権で国家情報局長官の任にあるヘインズ (Avril Haines) である。Ellen Nakashima & Missy Ryan, *Biden Orders Temporary Limits on Drone Strikes outside War Zones*, WASH. POST (Mar. 4, 2021), https://www.washingtonpost.com/national-security/biden-counterterrorism-drone-strike-policy/2021/03/04/f70fedcc-7d01-11eb-85cd-9b7fa90c8873_story.html

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

を命じる判断を行ってからのことであった^(v)。もっとも、この後みていくように、その多くの重要な箇所がマスキングされたままとなっている。

また、この PPG 策定翌日の2013年5月23日、オバマ政権は、PPG そのものを公開する代わりに、非常に簡潔なその概要版を公開した (Fact Sheet と呼ばれる。この邦訳についても、補遺として末尾に収録してある)^(vi)。同日オバマは、アメリカ国防大学で講演し、「地球の裏側から攻撃を行う科学技術をわれわれに与えたのと同じ人類の発展はまた、この力を抑制する、つまりはその濫用を抑制するための規律をも求めている」として、ドローンによる「標的殺害」作戦を抑制するための PPG 策定の意義を強調した。オバマによれば、アメリカのドローン攻撃自体は合法かつ有効なものであるとしても、それがすべての場合において賢明でありあるいは道義的なものと評価されるとはいえない。従って、PPG にも含まれる「攻撃が行われる前に、市民が殺害されもしくは傷つけられないということが、ほぼ確実なものでなければならない」との要件は、「非常に重要なもの (critical)」であると強調している。ただその一方で、このときオバマが、ドローン攻撃による一般市民の犠牲者数について、複数の NGO の調査によるデータとアメリカ政府が公式に発表したデータの間には大きな乖離があることを認めながらも、アルカイダの攻撃によるムスリムを含む一般市民の犠牲者数は、アメリカの「ドローン攻撃による一般市民の犠牲者数を非常に小さくみせる (dwarfs) ほどのもの」だとしていたことは、看過してはならないだろう^(vii)。

(v) *Am. Civil Liberties Union v. Dep't of Justice*, 2016 WL 8259331 (S.D.N.Y. Aug. 8, 2016), *vacated by* 894 F.3d 490 (2d Cir. 2018).

(vi) The White House, Office of the Press Sec'y, Fact Sheet: U.S. Policy Standards and Procedures for the Use of Force in Counterterrorism Operations Outside the United States and Areas of Active Hostilities (May 23, 2013), <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2013/05/23/fact-sheet-us-policy-standards-and-procedures-use-force-counterterrorism>, *transcribed in* JAFFER, *supra* note 1, at 253-257.

(vii) The White House, Office of the Press Sec'y, Remarks by the President at the

(3) この PPG において、「標的殺害」作戦における標的の選定基準と作戦の承認手続について直接的に扱っているのが、第 3 部及び第 4 部である。

簡単にその流れを要約すると、重要度の高いテロリスト (high-value terrorist: HVTs) に対する「標的殺害」作戦については、まず当該作戦を行う機関が詳細な作戦計画を準備し (1.A)、作戦計画に対する同機関の法務顧問 (general counsel) による法的審査を受けた上で、国家安全保障会議スタッフ法律顧問に提出される (1.B)。また、当該作戦を行う機関が、この作戦計画の要件に従って標的とする個人を指定しそのプロフィール情報を準備し、同機関の法務顧問による審査を受けた上で、国家安全保障会議スタッフに対しそれについて照会を行う (3.C.2, 3.C.5)。国家安全保障会議スタッフ法律顧問と標的指定を行う機関の法務顧問は、それについて他の関連省庁の法務顧問との協議を行う (3.C.5)。そして、国家安全保障会議スタッフは、特定の個人を標的に指定したことに関する関連情報のパッケージを国家安全保障会議副長官級委員会の審査に送付し (3.D)、その承認を経て、国家安全保障会議の長官級の間でそれに対し全会一致の承認がなされ、通知を受けた大統領がこれを最終決定した場合、標的指定を行った機関の長官が当該作戦を承認することになる (3.E.1)。

それ以外のテロリストに対する「標的殺害」作戦についても、同様の手続が前提となっているが (1.B)、この場合には作戦計画の内容にさらなる補充的な要件が課せられることになっている (1.D)。もっとも、当該作戦における標的を指定する主体については、マスキングされ明らかにはなっていない (4.C)。

(4) この PPG によってオバマ政権が、可能な限り「標的殺害」作戦の決定プロセスの透明性を図ろうとした点は評価されるべきではあるが、しかし、依然としてそこには多くの問題が山積していることも事実である。

例えば、PPG が設定する手続や基準は連邦議会が制定法で定めた要件ではな

National Defense University (May 23, 2013), <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2013/05/23/remarks-president-national-defense-university>, *transcribed in* JAFFER, *supra* note 1, at 259-270.

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

いため、後継の大統領次第では、いかようにでもその内容が変更される可能性がある（現に、この後紹介するように、トランプ政権下ではPPGの要件がかなり緩和化された）。さらに、当然のことながら裁判所や連邦議会などによる監督も担保されていないため、大統領を始めとする行政機関が実際にPPGの定める手続や基準を遵守して行動したかどうかを確認することは困難である^(viii)。

また、PPGの基準や手続は、「現に敵対行為が進行している地域」で遂行される「標的殺害」作戦には適用されない。しかも、そもそもPPGは、この「現に敵対行為が進行している地域」が一体どこなのかを明示していないため、これについても後継の大統領次第では、PPGが適用されない範囲を拡大することも可能となってくるのである^(ix)。要するに、「こうした明確性の欠如は、『現に敵対行為が進行している地域』において、『識別特性攻撃 (signature strikes)』が用いられた回数を含むオバマ政権の標的殺害計画の大部分を規律するルールが秘密に包まれたままである、ということを示すものであった」^(x)。

(5) その後、2017年1月に発足したトランプ (Donald J. Trump) 政権は、同10月に、オバマ政権が策定したPPGの要件を大幅に緩和する指針を打ち出した。その内容については非公開とされたが、その後の報道では、トランプ大統領

(viii) See e.g., Mary B. DeRosa & Mitt Regan, *Accountability for Targeted Killing, in* COUNTER-TERRORISM: THE ETHICAL ISSUES 65-66 (Seumas Miller et al. eds., 2021).

(ix) ちなみに、第2次オバマ政権のイーガン (Brian Egan) 国務省法律顧問によれば、2016年時点でアメリカ政府が、PPGの適用のない「現に敵対行為が進行している地域」として挙げているのは、アフガニスタン、イラク、シリアである。Brian Egan, *International Law, Legal Diplomacy, and the Counter-ISIL Campaign: Some Observations*, 92 INT'L L. STUD. 235, 247 (2016).

(x) H. L. POHLMAN, U.S. NATIONAL SECURITY LAW: AN INTERNATIONAL PERSPECTIVE 229 (2019). ちなみに、「識別特性攻撃」とは、正確な情報に基づくことなくテロリストとされる個人に特徴的な属性や行動パターンを指標とし、そうした疑いのみ依拠して標的を特定し攻撃を行う戦略を指す。畢竟、無辜の一般市民の犠牲者も増大することになる。ジェレミー・ステイヒル (横山啓明・訳) 『アメリカの卑劣な戦争—無人機と特殊作戦部隊の暗躍— 上』 (柏書房、2014年) 399頁以下等を参照。

領は、標的対象をアメリカに対する継続的で差し迫った脅威を提起するテロ組織の幹部に限定していた PPG の前提条件を末端の兵士にまで拡大し、また、個々の「標的殺害」作戦の承認についても、PPG が定める国家安全保障会議の高官レベルによる審査手続や大統領の最終決定の要件を排除したということが報じられた^(xi)。さらに、標的に対し攻撃を行うためには一般市民に犠牲を生じないことがほぼ確実 (near certainty) でなければならないとの PPG の要件を緩和し、それが合理的にみて確実 (reasonable certainty) であれば可能とする形への変更がなされたことも報じられた^(xii)。

(6) しかしながら、2021年1月にバイデン (Joseph R. Biden Jr.) 政権が誕生し、PPG をめぐる状況には、揺り戻しというべき大きな変化がみられるようになっている。

バイデン政権のサリバン (Jacob J. Sullivan) 国家安全保障担当大統領補佐官は、バイデン大統領の就任当日に、トランプ政権によって PPG に加えられた変更を停止し、ドローン攻撃への規制を再び強化する方向に回帰する暫定的な方針を打ち出した。ただし、その方向性は、決してオバマ政権下の PPG のレ

(xi) Charlie Savage & Eric Schmitt, *Trump Poised to Drop Some Limits on Drone Strikes and Commando Raids*, N.Y. TIMES (Sept. 21, 2017), <https://www.nytimes.com/2017/09/21/us/politics/trump-drone-strikes-commando-raids-rules.html>; Nakashima & Ryan, *supra* note iv. なお、この間の動向については、Biden Administration Relies on Constitutional Authority and Unwilling or Unable Theory of Self-Defense for Airstrikes in Syria, 115 AM. J. INT'L L. 567 (2021). 菊池茂雄「軍事作戦をめぐるホワイトハウス＝国防省関係—オバマ政権およびトランプ政権の比較を中心に—」『防衛研究所紀要』21巻2号(2019年)43-45頁、岩本誠吾「標的殺害のための武装ドローンの使用に関する国際法的評価—国連人権理事会報告を素材として—」『京都産業大学世界問題研究所紀要』36巻(2021年)12-13頁などを参照。

(xii) See, e.g., Charlie Savage, *Will Congress Ever Limit the Forever-Expanding 9/11 War?*, N.Y. TIMES (Oct. 28, 2017), <https://www.nytimes.com/2017/10/28/us/politics/aumf-congress-niger.html>; Charlie Savage & Eric Schmitt, *Biden Quietly Limits Drone Strikes Away from War Zones*, N.Y. TIMES (Mar. 04, 2021), <https://www.nytimes.com/2021/03/03/us/politics/biden-drones.html>

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

ベルほど厳格なものが想定されているわけではないようである^(xiii)。

そして同 4 月 30 日、バイデン政権は、アメリカ自由人権協会 (American Civil Liberties Union: ACLU) とニューヨークタイムズによる情報公開請求訴訟において、ニューヨーク州南部地区連邦地裁が公開を命じる判断^(xiv)を行ったことを受け、機密扱いとなっていたトランプ政権の指針をついに公開するに至った^(xv)。ただし、「テロリストの標的に対するアメリカの直接行動に関する原則、基準、及び手続 (Principles, Standards, and Procedures for U.S. Direct Action Against Terrorist Targets: PSP)」^(xvi)と題するこの文書は、公開後もその多くの箇所がマスクングされたままとなっている。しかしながら、そこからだけでもオバマ政権下の PPG の基準が、トランプ政権下でどれほど大幅に緩和化されたのかを容易にみてとることができる。また、先述もしたように、メディアで報じられてきた、標的への攻撃を可能とする要件としての “near certainty” を “reasonable certainty” に緩和したとされるマスクング箇所についても、前後の文脈から推測することは可能と思われる^(xvii)。この PSP に関する検証については、他日を期したい。

いずれにせよ、オバマ政権下で打ち出された PPG が、引き続き議論の出発点となることは間違いないであろう。

【付記】 翻訳のマスクング箇所は原文の長さに合わせたものである。

^(xiii) Nakashima & Ryan, *supra* note iv.

^(xiv) Am. Civil Liberties Union v. Dep't of Defense, F.Supp.3d 250 (S.D.N.Y. 2020).

^(xv) Charlie Savage, *Trump Rules for Drone Strikes Are Disclosed*, N.Y. TIMES (May 02, 2021), <https://www.nytimes.com/2021/05/01/us/politics/trump-drone-strike-rules.html>

^(xvi) Principles, Standards, and Procedures for U.S. Direct Action Against Terrorist Targets, *available at* https://www.aclu.org/sites/default/files/field_document/2021-4-30_psp_foia_final.pdf

^(xvii) Hina Shamsi, *Trump's Secret Rules for Drone Strikes and Presidents' Unchecked License to Kill*, JUST SEC. (May 3, 2021), <https://www.justsecurity.org/75980/trumps-secret-rules-for-drone-strikes-and-presidents-unchecked-license-to-kill/>

2013年5月22日

アメリカの領域外及び現に敵対行為が進行している地域外において テロリストの標的に対する直接行動を承認するための手続

この大統領政策指針 (Presidential Policy Guidance: PPG) は、アメリカの領域外及び現に敵対行為が進行している地域外でのテロリストの標的に対する捕捉作戦を含む、殺傷力を伴う武力行使及び殺傷力を伴わない武力行使に訴える直接行動をアメリカがとる場合の手続を運用するための基準を定める。

あらゆる直接行動は、次のような場合には必ず、適法に遂行されなければならないし合法的な対象となる標的に対してとられなければならない。それは、将来のそのような行動が、XXXXXXXXXX計画に基づいてなされる場合である。とりわけ、提案されたなんらかの標的が直接行動の対象となる合法的な標的になるかどうかについては、標的の指定を行う関連省庁の法的権限やその他の適用可能な法に基づいた、(以下に定める適切な法的審査を伴った) それら省庁の法務顧問が最初に行う認定による。提案された標的が合法的なものだとしても、政策問題として、その標的が直接行動の対象となる標的とされるべきかどうかという別個の問題は残る。この認定は、この PPG に定められた機関相互間の審査手続及び政策基準に従って行われるであろう。特に殺傷活動についての検討に貫流する最も重要な政策目標とは、アメリカ人の生命を守ることである。

捕捉作戦は、対テロ作戦やテロリストの脅威を減じ破壊することから得られる重要な意味をもつインテリジェンスにとって、最良の機会を提供する。従って、アメリカは、政策問題として、殺傷活動よりも優先されるべき選択肢としてテロ容疑者の捕捉に優先順位をおくし、それ故、あらゆる殺傷活動の提案に含まれる構成要素として、捕捉という選択肢の実行可能性に関する評価を求めらるだろう。殺傷活動は、その個人の捕捉が実行不可能で、脅威に対して有効に対処する合理的な選択肢が他に見当たらない場合にのみ、アメリカ人に対するテロ攻撃を阻止する取り組みの中でとられるべきである。殺傷活動は、懲罰的

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

な措置として、または司法裁判所もしくは軍事委員会においてテロ容疑者を訴追する代わりになるものとして、提案されもしくは遂行されるべきではない。捕捉は、訴追もしくは第三国での拘禁がその時点で利用可能な選択肢ではない状況下にあっても、優先的に選択される。

指定されたテロリストの標的に対する殺傷活動を含む対テロ活動は、適切な範囲で可能な限り、識別力をもちかつ正確なものでなければならない。例外的な状況がなければ、特定された重要度の高いテロリスト (high-value terrorist: HVTs) に対する直接行動は、標的とされるその個人が実際に合法的な標的で、その行動がとられる場所に所在することがほぼ確実な場合に限って行われるだろう。また、例外的な状況がなければ、直接行動は、その行動が非戦闘員を傷つけもしくは殺害することなく行われうるということがほぼ確実な場合に限って行われることにもなるだろう。この PPG の目的からすれば、非戦闘員は、武力紛争法の下で攻撃対象とはすることができない個人として理解される。「非戦闘員」という表現には、武力紛争の交戦当事者の一部として標的対象となる個人、敵対行為に直接参加している個人、あるいは国家の自衛権行使において標的対象となる個人は含まれない。その上、国家主権の尊重や戦争法を含む国際法の諸原則は、外国領域においてアメリカが単独で行動する能力—そして、アメリカが武力を行使することができる方法—に対して、重要な制約を課している。直接行動は、

ここにそとられるべきなのである。

この PPG が内容とする手続に反映されているように、可能かつ適切な場合には必ず直接行動に関する決定は、協同する機関相互間でのインテリジェンス分析を通じてはもちろん、

関連する専門性、知識、そして公平性を備えた関連省庁によって伝達されるであろう。そのような機関相互間でなされる調整や協議は、そのような重要性をもつ作戦上の問題に関する決定が見識の広いものになることを確認し、重なり合う脅威の動向に対処する関連省庁間での干渉排除を促進するであろう。そのような調整は、対テロ作戦を実行する関連省庁の伝

統的な指揮監督権に干渉しようとするものではない。

最後に、このPPGの下でアメリカ国籍をもつ個人に対する将来の直接行動を検討するにあたっては、回答されるべきさらなる問題がある。例えば、司法省は、そのような行動がアメリカ国内法及び合衆国憲法に従ってその個人に対して遂行されることを確証するための法的分析を行わなければならない。

上記の諸原則並びに優先順位に基づいて、第1部では、テロリストの標的に対する直接行動をとるための████████████████████計画を設定する手続が示される。第2部では、テロ容疑者を捕捉し長期間にわたり処遇するための承認手続が示される。第3部では、殺傷活動を行うためにHVTsを指定する政策上の基準と手続が示される。第4部では、HVTs以外のテロリストの標的に対して殺傷力を用いることを承認する政策上の基準と手続が示される⁽¹⁾。第5部では、このPPGで設定された政策指針からの変更を内容とする提案を承認するための手続が示される。第6部では、行動後の報告を行うための手続が示される。第7部では、連邦議会に対する通知について扱う。第8部では、全体にわたる総則が示される。

第1部 テロリストの標的に対する直接行動をとるための████████████████████ 計画を設定する手続

1.A テロリストの標的に対する直接行動をとるための作戦計画

作戦を行うそれぞれの機関は、次の者に対する████████████████████それぞれの直接行動作戦に適用される詳細な作戦計画を提案することができる。すなわち、(1)合法に拘禁することができるテロ容疑者、(2)殺傷行動の合法的な標的となるHVTs、または(3)HVTs以外の合法的な標的となるテロリストである。

(1) このPPGは、当該作戦の主要な目的に付随する殺傷的な効果をもたらすかもしれない、別な方法によって合法かつ適切に授權された行動について扱うものではない。

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

1.B 作戦計画に対する機関相互間の審査

テロリストの標的に対する直接行動作戦をとるためのすべての作戦計画は、この計画を遂行する機関の法務顧問による法的審査を受けなければならない。また、機関相互間の審査のために国家安全保障会議スタッフ (National Security Staff: NSS) に提出されなければならない。提案されたすべての作戦計画は、PPG 第 1 部に示される政策上の基準に一致していなければならない。それら法務顧問の結論に従って、

テロリストの標的に対する直接行動をとるために提案されたすべての作戦計画は、国家安全保障会議スタッフ法律顧問に照会されることとする。国家安全保障会議スタッフ法律顧問と作戦のための提案を行う機関は、必要かつ適切な場合に、他の省庁の法務顧問と協議をすることとする。国家安全保障会議スタッフ法律顧問は、提案された作戦計画についての検討内容を報告するために、副長官委員会 (Deputies Committee) に対して関連する法的な結論を提出することとする。

テロリストの標的に対する直接行動をとるために提案されたすべての作戦計画は、決定を行う大統領に対して提示される前に、(大統領政策指令 1 もしくはその後継となるすべての指令で定義された) 国家安全保障会議 (National Security Council: NSC) の副長官委員会及び長官委員会 (Principal Committee) の適切なメンバーによって審査されるであろう。

1.C 作戦計画に対する指針

テロリストの標的に対する直接行動をとるためのあらゆる作戦計画は、とりわけ以下の事項について、正確に示すものとする。

- 1) 達成されるべきアメリカの対テロ作戦の目的、
- 2) この作戦計画が有効とされる期間、

- 3) ██████████ 行動をとるための国際法上の根拠,
- 4) 授權された対象に対して行動をとる場合に用いられる攻撃と監視のための装備,
- 5) ██████████
██████████.
- 6) 作戦の期限を含む, 作戦計画に関連して提案されたあらゆる条件,
- 7) この PPG で示された政策及び手続を変更することについてのあらゆる提案, そして,
- 8) 最低でも, 以下の内容を含む, あらゆる作戦に先行する条件。すなわち, (a)HVTs もしくはそれ以外の合法的な対象となるテロリストが所在するということが, ほぼ確実であること, (b)非戦闘員が傷つけられもしくは殺害されることがないということが, ほぼ確実であること, (c) ██████████ ██████████⁽²⁾, そして, (d)殺傷力が使用される以下の場合。すなわち, (i) 作戦の時点で捕捉が実行不可能であるとの評価があること, (ii)活動が想定される国家の関連政府当局が, アメリカ人に対する脅威に有効に対処できないまたは対処できないであろうとの評価があること, そして, (iii)アメリカ人に対する脅威に有効に対処するために殺傷行動以外の合理的な代替策が, 他に見当たらないとの評価があること。

1.D HVTs 以外の標的に対する殺傷力の行使を命じるための権能を要請する場合の補充的な要件

HVTs 以外のテロリストの標的に対する殺傷力の行使を命じるための権能を要請する場合, ██████████ 計画は, 以下の内容についても含むこととする。

-
- (2) ██████████ 作戦上の不一致については, 国家安全保障会議の長官級レベルに格上げして検討を行うものとする。大統領は, 長官級レベル間で生じるすべての不一致について採決を行うであろう。

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

- 1) 提案された作戦計画の目的にかなう、PPG 第 4 部 (HVTs 以外のテロリストの標的) に従った適切な標的の条件を満たすタイプの標的、及び、
- 2) HVTs 以外のテロリストの標的に対する殺傷力の行使を指定し承認する、作戦を行う機関の内部手続についての説明。

1.E 政策と手続

作戦を行う機関は、以下のことについて評価するための調和的な政策と手続を設定するものとする。すなわち、

- 1) 合法的対象となるテロリストが存在するということが、ほぼ確実であること、
- 2) 非戦闘員が傷つけられもしくは殺害されることがないということが、ほぼ確実であること、そして、
- 3) HVTs 以外のテロリストの標的に対する直接行動をとる提案に関して、この標的が 4.A 並びに特定の作戦計画に示される政策基準に従った条件を満たしているかどうか。

1.F 殺傷力を行使する場合、標的の身元を確認するために合理的に利用可能なすべての手段を用いること

殺傷力の行使が必要と考えられる場合、アメリカ政府の関連省庁は、例えば PPG 第 3 部に従って HVTs に対して行動が行われるように、標的の身元を確認するために合理的に利用可能なすべての手段を用いなければならない。殺傷行動をとる前に標的の身元を確認することは、殺傷行動が、3.A の殺傷行動に関する政策基準を満たす HVTs に対して行われたという結果についてさらなる確実性を確保する。

1.G [redacted] テロリストの標的に対する直接行動をとるための作戦計画に対する国家安全保障会議の長官級審査及び副長官級審査

提案された作戦計画を検討するにあたり、国家安全保障会議のメンバーである長官及び副長官は、以下の争点、その他適切とみなす争点について評価するものとする。

- 1) より広範な地域的及び国際的なアメリカの政治的利益への潜在的影響、及び、
- 2) HVTs 以外の標的に対する殺傷力という選択肢を含んだ作戦計画について、なぜそれらに対する直接行動を授権することがアメリカの政策目標を達成するために必要であるのかということに対する説明。

1.H 大統領に対する提示

1.H.1 国家安全保障会議の長官級審査及び副長官級審査を経て、指定を行う作戦実行機関の長官が作戦計画に対する支持を継続する場合、その計画は、国家安全保障会議の手続の中で各省庁によって表明された見解と共に、決定を行う大統領に対して提示されるものとする。

1.H.2 適切な国家安全保障会議スタッフは、あらゆる承認の中に設定されるすべての期間もしくは条件を内容に含んだ大統領決定について、適切な関連省庁に対し書面で通達するであろう。

1.I 作戦計画の改定または修正

PPG 第 5 部に示されるものを除いて、[redacted] 直接行動に対する承認された作戦計画へのいかなる改定もしくは修正も、PPG 第 1 部で概略が示された同様の審査手続及び承認手続を受けるものとする。

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

第2部 一定の容疑者に対する確実な捕捉と長期間にわたる処遇に対する承認手続

第2部では、テロ容疑者もしくはテロ容疑者に対して作戦上の支援を行う個人(第2部では、両者を「容疑者」とする)の捕捉を指定し、捕捉前及び捕捉後に選定すること(screening)も含む容疑者を収監するための提案を行い、
[REDACTED]そして、容疑者を長期間にわたって処遇することを決定するための承認手続が示される。

PPG第1部の作戦計画において別な形で承認されない限り、国家安全保障会議スタッフは、後述するように、以下のことについて、PPGに基づく機関相互間の審査に関する調整を行うものとする。すなわち、(1)[REDACTED]
[REDACTED]をもたらそうとする作戦、(2)海外に所在し現に敵対行為が行われている地域の外にいる容疑者を(捕捉もしくは移送によって)収監⁽³⁾することを最終的にアメリカ政府職員に行わせる作戦、そして、(3)そのような容疑者についての長期間にわたる処遇の決定である。司法裁判所での訴追のために開始される送還もしくは移送に対するアメリカ政府職員の関与、またはPPD-14が適用されるシナリオ(すなわち、連邦捜査局(Federal Bureau of Investigation: FBI)もしくはその他の連邦法執行機関によって個人が逮捕されあるいは収監されるという状態)⁽⁴⁾は、PPGの対象では

(3) ここでいう「収監」[REDACTED]アメリカ政府が、被拘禁者を収監し続ける外国政府当局者の立ち会いなく、個人を暫定的もしくは短期的に収監することが想定されている。

(4) 既存の政策と慣行に従って、司法省は、必要な場合、テロ容疑者を逮捕もしくは送還ないしは移送しようとする計画につき、テロ対策安全保障グループ(Counterterrorism Security Group: CSC)を通じて国家安全保障会議スタッフに対し通知し続けることになるだろうし、また(それ以外の処遇のための将来的な選択肢を検討するなど)適切な場合、国家安全保障会議スタッフは、司法省と協議しながら、送還もしくは移送を求める要請に関する機関相互間での検討について調整することができる。

ない。

外国政府による捕捉及び移送：これらの手続は、容疑者を逮捕もしくはそれ以外の方法で収監することを求めるアメリカ法執行機関からの外国政府に対する要請、または外国政府が容疑者を捕捉することを可能とするためにアメリカ政府が訓練、資金調達、あるいは設備提供を行うことを求めるアメリカ法執行機関からの要請に対しては適用されない。これらの手続はまた、外国政府の拘束下にある容疑者を捕捉することを求める、またはそのような捕捉を可能とする訴追の根拠となるインテリジェンスの提供を求めるアメリカ政府の非法執行機関の要請に対しても適用されない。関連省庁は、6ヶ月ごとに、その6ヶ月間に外国政府が容疑者を捕捉するために行ったすべての要請について、国家安全保障会議スタッフに対して通知するものとする。上記の例外またはPPG第1部の作戦計画に含まれるものに該当しない限り、

（5）アメリカ政府職員が容疑者を捕捉し、あるいはある作戦が最終的にアメリカ政府職員に容疑者を収監させる目的をもつものになる場合、関連省庁は、国家安全保障会議スタッフを通じて、機関相互間の審査に関する提案を行わなければならない。作戦計画には、その作戦が行われる特定の国もしくは地域の政策判断に従って、アメリカ政府職員を伴う捕捉作戦に対する機関相互間の審査を要請する補充的な条件が含まれる。アメリカ政府職員が進行状況に応じて特定の国もしくは地域で容疑者を捕捉もしくは移送することになる場合、関連省庁は、PPG第1部で承認された作戦計画におけるそのような行動についての計画案を内容に含み入れるよう努めなければならない。

(5)

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

2.A 指定のための手続

2.A.1 2.Dの副長官委員会審査に参加するすべての関連省庁は、検討を行うために個人の身元を特定することができる。しかし、(PPG第2部にいう「指定を行う機関」である)作戦を行う機関または司法省のみが、ある容疑者についてアメリカ政府職員による捕捉もしくは収監のために検討すべきことを正式に要請することができる。加えて、容疑者を捕捉したもしくは容疑者を捕捉することあるいは別な方法で収監することを計画する関連省庁は、実行可能な場合には必ず、そのような個人に対し長期間にわたる処遇を行うことについて提案するものとする。ある個人につきアメリカが捕捉もしくは収監することについて検討することを要請する前に、指定を行う機関は、この作戦が適法に遂行されうることを法務顧問と共に確認しなければならない。しかし、捕捉作戦を提案する前に、長期間にわたる処遇計画について解決しておく必要はない。

2.A.2 可能な場合は必ず、指定を行う機関は、そのような要請の前に機関間処遇計画グループ (Interagency Disposition Planning Group) に対して通告するものとする。

2.A.3 捕捉を含む収監のための指定または2.A.1に基づく長期間にわたる処遇の提案は、国家安全保障会議スタッフに照会されるものとする。国家安全保障会議スタッフは、2.B.に示される選定のための手続を開始するものとする。

2.A.4 アメリカ政府職員によって容疑者の収監がなされる前に2.Bに基づく最初の選定が行われない場合、2.Cに示される捕捉後の選定手続が開始されるものとする。

2.B 捕捉作戦前の選定

2.B.1 指定を行う機関は、容疑者である個人を捕捉もしくはその他の方法で

収監するという提案の審査を行う国家安全保障会議スタッフに照会する、個々の容疑者のプロフィールを準備するものとする。このプロフィールは、可能な限り包括的かつ完全に個人のプロフィールの提示が求められるあらゆる情報に加え、インテリジェンスコミュニティ（Intelligence Community）が利用可能な関連するばらばらの情報のすべてに基づいて割り出されるものとする。このプロフィールは、インテリジェンスコミュニティ間でのあらゆる見解の相違を解明するものでなければならないし、また、結論に達していない矛盾に満ちたインテリジェンス報告書だけでなく、既存のインテリジェンスの切れ目に対しても注視させるものでなければならない。最低でも、個々の個人のプロフィールには、存在する限り以下の情報が内容として含まれるものとする。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

[REDACTED]

2.B.2 このプロフィールが完成後、指定を行う機関は、国家安全保障会議スタッフのテロ対策局長 (Senior Director for Counterterrorism) にこのプロフィールを提供するものとする。

2.B.3 時間が許す限り、機関間処遇計画グループは、処遇のための将来的な選択肢の利用可能性について、その長所と短所も含めて評価するものとする。

2.B.4 容疑者を捕捉もしくは別の形で収監するために PPG 第 2 部の下で行われるすべての指定は、容疑者がアメリカによって適法に捕捉されまたは収監されること、及びこの作戦が適用可能な法に従って遂行されることを決定するために、指定を行う機関の法務顧問による法的審査を受けなければならない。法務顧問が出した結論は、国家安全保障会議スタッフ法律顧問に照会されるものとする。国家安全保障会議スタッフ法律顧問と指定を行う機関の法務顧問は、必要かつ適切な場合には、その他の関連省庁の法務顧問と協議を行うものとする。加えて、指定された容疑者がアメリカ国籍をもつ個人の場合、司法省は、この作戦がアメリカ国内法と合衆国憲法に従って遂行されることを確認するための法的分析を行うものとする。国家安全保障会議スタッフ法律顧問は、その指定に関する検討内容を通知するために、関連する法的結論を副長官委員会に

提出するものとする。

2.B.5 国家安全保障会議スタッフは、捕捉、収監、もしくは長期間にわたる処遇の対象に個人を指定したことに関連する資料を審査しまとめるために、またそれに関連するあらゆる争点に取り組むために、限定テロ対策安全保障グループ (Restricted Counterterrorism Security Group: RCSG)⁽⁶⁾を召集するものとする。捕捉、収監、もしくは長期間にわたる処遇の対象に容疑者を指定したことを副長官級レベルに送付する前に、RCSGは、その他のあらゆる資料が副長官級レベルでの指定に関する検討にとって必要なものかどうかを明らかにするものとし、また適切な場合、関連省庁に対して職務を割り当てるものとする。個々の指定に関して、国家安全保障会議スタッフは容疑者の評価を要請し、国家テロ対策センター (National Counterterrorism Center: NCTC) がそれを行うものとする。NCTCは、指定もしくは長期間にわたる処遇の提案についての副長官委員会による検討の前に、また実行可能な場合はRCSGによる審査の前に、国家安全保障会議スタッフに対しこの評価を提供するものとする。国家安全保障会議スタッフは、指定を行う機関とNCTCの評価によって割り出されたプロフィールを含むすべての資料が、副長官級レベルに提出される指定に関するパッケージの中に含まれていることを確認する責任を負うであろう。

2.C 捕捉後の選定

2.C.1 実行可能な場合には必ず、容疑者を収監するためのアメリカによる最

(6) RCSGは、国家安全保障会議スタッフのテロ対策局長が議長を行い、次の省庁を含むものとする。すなわち、国務省、財務省、国防総省、司法省、国土安全保障省 (DHS)、XXXXXXXXXX、CIA、統合参謀本部 (JCS)、XXXXXXXXXX、そしてNCTCである。適切な場合にはさらなる関連省庁が、RCSGの会合に参加することができる。

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

初の選定は、2.B で詳述したように、アメリカによる容疑者の捕捉もしくは別な形での収監の前に行わなければならない。

2.C.2 アメリカがその個人を収監する前に最初の選定を行うことができない場合、容疑者を捕捉もしくは別の形で収監した後ただちに、適切なアメリカ政府職員は、正確な個人が収監されまた適法に拘禁できるということを確証するために、その個人を選定するものとする。そのような選定は、その個人の拘禁を可能とする権限に対して適用可能な法と政策に従って行われるものとし、また [REDACTED]

2.C.3 [REDACTED]

2.C.4 容疑者がアメリカ軍によって戦争法上の権限に基づいて拘禁され、またインテリジェンスを収集し長期間にわたる処遇という選択肢を展開するためにさらなる時間が必要となる場合、国防長官と彼が指名した者は、国家安全保障会議の手続を通じて調整される適切な機関相互間の協議の後、以下のことを条件として、[REDACTED] 選定期間の延長を承認することができる。

1) 容疑者の拘禁は、適用可能なすべての国際法はもちろん、アメリカ国内法と政策に一致していなければならない。

2) [REDACTED]

3) 赤十字国際委員会は、戦争法上の権限に基づいてアメリカ軍によって拘束されているすべての容疑者について通知されなければならないし、また時宜にかなったアクセスの機会を提供されなければならない。そして、

4) 可能な場合であって、インテリジェンスを収集する主要な目的に一致する場合、インテリジェンスは、訴追を含む長期間にわたる処遇という選択肢の利用可能性を維持する形で収集されるであろう。

2.D 副長官級審査

2.D.1 副長官級レベルに送付される捕捉、収監、もしくは長期間にわたる処遇に対する指定または処分に関するパッケージには、以下のことが含まれるものとする。すなわち、

1) 容疑者、または捕捉もしくは長期間にわたる処遇を提案されている容疑者について、2.B.1に基づき指定を行う機関が作成したプロフィール、

2) 2.B.5に基づき NCTC が作成したすべての評価、

3) 適切な場合、計画されている捕捉及び選定作戦に関する説明、捕捉が行われることになる ██████████ 作戦計画に関する説明、

4) まだ実行されていない場合には必ず、提案されている作戦を実行することに責任を負う関連省庁、

5) 2.B.4に基づき準備された法的評価の要旨、そして、

6) 長所と短所を含んだ、長期間にわたる処遇という将来的な選択肢についての評価。

2.D.2 国務省、財務省、国防総省、司法省、国土安全保障省、国家情報長官局 (Office of the Director of National Intelligence: DNI), ██████████, CIA, 統

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

合参謀本部, [REDACTED], NCTC, 及び国家安全保障担当大統領補佐官補 (Deputy National Security Advisor: DNSA) が参加を求め他の副長官もしくは職員は, 以下のことについて, 指定を行う機関の長官に対して勧告するかどうかをただちに検討するものとする。すなわち, 捕捉作戦を問題となっている計画案の文脈に沿って遂行すること, アメリカ政府が別の方法でそのような個人を収監すること, または特別の長期間にわたる処遇という選択肢を追求すること。

2.D.3 指定についての提案を検討するにあたり, 副長官級審査では, 以下の争点について, 及び副長官級レベルが適切であるとみなすその他すべてのことについて, 評価するものとする。すなわち,

- 1) 容疑者の捕捉が, アメリカの対テロ戦略を促進することにつながるかどうか,
- 2) より広範な地域的及び国際的なアメリカの政治的利益への潜在的影響,
- 3) 提案されている行動が, あらゆるインテリジェンスの収集に対する干渉につながるかどうか, またはあらゆるインテリジェンスの収集の情報源もしくは収集方法を漏洩することにつながるかどうか,
- 4) 容疑者に対する拘禁及び尋問に関する計画案,
- 5) 捕捉の実行可能性及びその際のアメリカ職員に対するリスクを含む, 容疑者を捕捉するための計画案
- 6) 第三者もしくは第三国への移送が想定される場合, すべての国家から人道的待遇を受けるための計画案,
- 7) そのような個人に対する長期間にわたる処遇という選択肢, 及び,
- 8) [REDACTED]
[REDACTED]

2.D.4 すでにアメリカに収監されもしくは関連省庁がすでに捕捉もしくは収監することを授權した容疑者への長期間にわたる処遇を検討するにあたり, 副

長官級審査の議論については、以下の諸原則によるものとする。すなわち、

1) 可能な場合は必ず、アメリカの国家安全保障に一致する第三国での収監という選択肢が探求されなければならない。

2) 第三国への移送が実行不可能かもしくはアメリカの国家安全保障上の利益に一致しない場合、アメリカが捕捉もしくは他の方法で収監した容疑者に対する長期間にわたる処遇という優先的な選択肢は、司法裁判所での訴追となるか、利用可能な場合には軍事委員会での訴追となるであろう。このような優先順位に従って、可能な場合かつインテリジェンスを収集する主要な目的に一致する場合は必ず、インテリジェンスは、刑事起訴における証拠として利用されるように収集されるであろう。そして、

3) いかなる場合であれ、グアタナモ海軍基地の拘禁施設に対し、さらなる被拘禁者が移送されることはない。

副長官級レベルでの検討及び審議の後に、関連省庁は、作戦上の必要性が求める期限内にそれら省庁の長官の最終的な見解を提出するものとする。

2.E 大統領及び指定を行う機関の長官に対する提示

2.E.1 指定を行う機関がその長官の名で行動をとることを支持し続ける場合、DNSA は、関連省庁によって表明された見解を大統領に対して通知するものとする。適切な場合、この指定は、大統領が決定を行うために提示されるものとし、または、大統領が表明した見解に従って作戦を行う適切な機関の長官が決定を行うために提示されるであろう。

2.E.2 適切な国家安全保障会議スタッフは、付されるあらゆる期間ないし条件を含むそのような決定につき、指定に対する副長官委員会の審査に参加する副長官級レベルに対して、書面で通達するであろう。

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

第3部 HVTs を殺傷行動に指定するための政策基準と手続

3.A HVTs に対して殺傷行動を行使するための政策基準

██████████ HVTs に対する殺傷行動が授権される場合、政策問題として、身元が確認された個人は、その個人の行動がアメリカ人に対する継続的かつ差し迫った脅威を提起するときには、██████████ ██████████ 承認された作戦計画の要件に従って標的とされるべき資格を初めてもつことになるだろう。

3.B 殺傷行動をとるために必要な前提条件

殺傷行動は、その個人が既存の権能の下で適法に標的とされ、また1.C.8に定めるものを含む、適切な作戦計画で設定されたあらゆる条件が満たされることを必要とする。殺傷力の行使について1.C.8に定められた前提条件は、次の通りである。すなわち、(a)HVTs が所在することがほぼ確実であること、(b)非戦闘員が傷つけられもしくは殺害されることがないことがほぼ確実であること、(c) ██████████⁽⁷⁾、(d)この作戦の時点で捕捉が実行不可能であるとの評価があること⁽⁸⁾、(e)行動をとることが想定され

(7) ██████████ 作戦上の不一致については、国家安全保障会議の長官級レベルに格上げして検討を行うものとする。大統領は、長官級レベル間で生じるすべての不一致について採決を行うであろう。

(8) この手続は、問題となっているあらゆる個人の捕捉が実行不可能である場合に限って、殺傷行動の対象に個人を指定することについて審査しようとするものである。承認手続の間もしくはその後のあらゆる段階において捕捉が実行可能なようである場合、PPG 第2部（もしくは ██████████ 関連する作戦計画）に従った捕捉という選択肢は、追求されなければならない。捕捉という選択肢が実行不可能となり当該個人が殺傷行動の対象としてすでに承認されている場合、その個人については、国家安全保障会議スタッフのテロ対策局長に照会されなければならないし、また、処遇に関する選択肢の可否を確認することに焦点を絞っ

る国家の関連政府機関が、アメリカ人への脅威に対して対処する能力をもたないもしくは有効に対処しないであろうとの評価があること、そして(f)アメリカ人への脅威に対して有効に対処するためには、殺傷行動の他に合理的な選択肢が見当たらないとの評価があること、である。

3.C 機関相互間の審査手続

3.C.1 3.Dにおける副長官委員会審査に参加するすべての関連省庁は、検討を行うために個人の身元を特定することができる。しかし、(PPG 第3部にいう「指定を行う機関」でもある)作戦を行う機関のみが、ある個人を適法な標的として指定を行う機関の法務顧問による認証の後に、その個人を殺傷行動に指定すべきことを正式に提案することができる。

3.C.2 指定を行う機関は、殺傷行動に指定される各個人のプロフィールを準備するものとする。このプロフィールは、可能な限り包括的かつ完全に個人のプロフィールの提示が求められるあらゆる情報に加え、インテリジェンスコミュニティが利用可能な関連するあらゆる情報のすべてに基づいて割り出されるものとする。このプロフィールは、適切な場合、結論に達していない矛盾に満ちたインテリジェンス報告書だけではなく、既存のインテリジェンスの切れ目に対しても注視させるものでなければならない。最低でも、個々の個人のプロフィールには、3.Aに定められるHVTsに対する殺傷行動についての政策基準が満たされているかどうかを決定するのに必要な、関連するすべてのばらばらなインテリジェンスの要約が含まれるものとし、また、そのような情報が利用可能な範囲で以下の情報が内容として含まれるものとする。



た副長官級の迅速審査を受けなければならない。

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

██
██
██
██
██

3.C.3 国家安全保障会議スタッフは、殺傷行動の対象に個人を指定したことに
関連する資料を審査しまとめるために、またそれに関連するあらゆる争点に
取り組むために、RCSGを召集するものとする。

3.C.4 殺傷行動の対象にHVTsを指定したことを副長官級レベルに送付する
前に、RCSGは、副長官級レベルでの指定に関する検討にとって必要とされる
その他の資料を明らかにするものとし、また適切な場合、関連省庁に対して職
務を割り当てるものとする。個々の指定に関して、国家安全保障会議スタッフ
は指定についての評価を要請し、NCTCがそれを行うものとする。NCTCは、
指定についての副長官委員会による検討の前に、また実行可能な場合はRCSG
による審査の前に、国家安全保障会議スタッフに対しこの評価を提供するもの
とする。国家安全保障会議スタッフは、指定を行う機関とNCTCの評価によっ
て割り出されたプロフィールを含むすべての資料が、副長官級レベルに提出さ
れる指定に関するパッケージの中に含まれていることを確認する責任を負うで
あろう。

3.C.5 殺傷行動に対するすべての指定は、想定される行動が適法であり適用
可能な法に従って遂行されることを確認するために、指定を行う機関の法務顧
問による法的審査を受けなければならない。法務顧問が出した結論は、国家
安全保障会議スタッフ法律顧問に照会されるものとする。国家安全保障会議
スタッフ法律顧問と指定を行う機関の法務顧問は、必ずその他の関連省庁の法務
顧問と協議を行うものとする。国家安全保障会議スタッフ法律顧問と指定を行
う機関の法務顧問はまた、特定の指定次第では機関相互間のその他の法律専門
家とも協議を行うものとする。加えて、指定の対象として提案された個人がア

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

アメリカ国籍をもつ場合、司法省は、この個人に対する殺傷行動がアメリカ国内法と合衆国憲法に従って遂行されることを確証するための法的分析を行うものとする。国家安全保障会議スタッフ法律顧問は、副長官委員会に提出される指定に関するパッケージの中に含まれた内容について、関連する法的結論を国家安全保障会議スタッフのテロ対策局長に提出するものとする。

3.C.6 この提案が適法に遂行される場合、この指定については、副長官委員会による検討を容易に進行させるために、DNSA もしくは適切な別の国家安全保障会議スタッフの職員に照会するものとする。

3.D 副長官級審査

3.D.1 指定に関するパッケージが完了後に、国家安全保障会議スタッフは、副長官委員会による検討のために指定に関するパッケージを送付するものとする。副長官級レベルに送付される標準的な指定に関するパッケージには、少なくとも以下の事項が含まれるものとする。

- 1) 殺傷行動の対象として提案された個人に関して、指定を行う機関が3.C.2に従って作成したプロフィール、
- 2) NCTC が3.C.4に従って作成した評価、
- 3) もしあるとすれば当該作戦が遂行されるおおよその期間を含んだ、指定が追加されるであろう ██████████ 作成計画についての説明、
- 4) 提案された殺傷行動の遂行に責任を負う、作戦を行う機関もしくは諸機関、
- 5) 法的評価についての要約、そして、
- 6) 現時点で捕捉が実行不可能であり、また殺傷行動が想定される国の関連政府機関がアメリカ人に対する脅威に対処できずもしくは有効に対処しないであろう、とする指定を行う機関の認定、並びにその認定の根拠となった分析。

3.D.2 国務省, 防衛総省, 統合参謀本部, 司法省, 国土安全保障省, 国家情報長官局, CIA, 及び NCTC の副長官は, 問題となっている ██████████ ██████████ 作戦計画の文脈において提案された個人に対し殺傷行動がとられるべきことを, 指定を行う機関の長官に対して勧告するかどうかについてただちに検討するものとする。██████████, ██████████ は, オブザーバーとして審査手続に参加するものとする。DNSA は, 適切な場合には, 関連省庁の副長官もしくはその他の職員に対し参加を求めることができる。副長官級レベルでの検討及び審議の後に, 関連省庁は, 作戦上の必要性が求める期限内にそれら省庁の長官の最終的な見解を, 国家安全保障会議スタッフに対して提出するものとする。

3.D.3 提案された個々の指定について検討するにあたり, 関連省庁の副長官は, 以下の争点, その他適切とみなす争点について評価するものとする。

- 1) 関連省庁の副長官が, 一方で結論に対し疑いを差し挟む余地のある信頼度の高い証拠の存在を考慮に入れながら, 指定された個人が殺傷行動に関する 3.A の政策基準を満たすと確実に結論づけることができるかどうか,
- 2) そのような個人がアメリカ人に対して提起する脅威を, 殺傷行動を伴わない対処行動によって最小限にまで減じることができるかどうか,
- 3) より広範な地域的及び国際的なアメリカの政治的利益への潜在的影響,
- 4) 提案されている行動が, あらゆるインテリジェンスの収集に対する干渉につながらないかどうか, またはあらゆるインテリジェンスの収集の情報源もしくは収集方法を漏洩することにつながらないかどうか,
- 5) そのような個人の捕捉は現時点で実行可能ではないとの評価があるにもかかわらず, そのような個人が捕捉された場合, 価値のあるインテリジェンスの収集につながることになりそうかどうか, そして,
- 6) ██████████
██████████

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

3.E 大統領及び指定を行う機関の長官に対する提示

3.E.1 指定を行う機関の長官は、次の場合に、提案された個人に対する殺傷行動を承認することができる。すなわち、(1)関連する機関の長官に、当該殺傷行動が提案された個人に対して行われるべきであるとの合意が全会一致である場合、そして、(2)指定を行う機関の長官が、殺傷行動を承認する旨の意思を DNSA を通じて大統領に通知し、大統領がその意思を肯定的に評価する旨の通知を DNSA から受け取った場合である。指定を行う機関の長官は、指定を承認する権限を委任することはできない。

3.E.2 殺傷行動への指定は、次の場合、一連の手続を通じて関連省庁が表明した見解と共に、決定を行う大統領に対して提示されるものとする。すなわち、(1)提案された個人がアメリカ人である場合、(2)殺傷行動への指定について関連省庁の長官の間で合意が得られないものの、指定を行う機関の長官がこの指定を承認することを支持し続けている場合である。

3.E.3 いずれの場合においても、適切な国家安全保障会議スタッフの職員は、殺傷行動への指定に関する副長官委員会審査に参加した関連省庁の副長官に対し、すべての指定の承認に設定されたあらゆる期間ないしは条件を内容に含む決定について、書面で通達するであろう。

3.F 年次審査, ██████████

3.F.1 国家安全保障会議スタッフは、指定を行う機関と協同して、██████████
██████個人が3.A に定められた基準に従い殺傷行動の条件を満たすとの認定をインテリジェンスが支持し続けるだけのものかどうかについて評価を行うために、将来の殺傷行動を授権された██████████個人に関する年次審査を調整するものとする。国家安全保障会議スタッフは、年次審査に必要な情報について、検討を行う関連省庁の副長官に対して照会するものとする。副長官級レベルでの審

査の後に、この情報は関連省庁の副長官によるあらゆる勧告と共に、審査のために指定を行う機関の長官に対して送付されるものとする。個別の法的審査は、適切な場合に行われるであろう。指定を行う個々の機関の適切な職員は、指定を行う機関の長官がこの審査を受けてとった行動がある場合には、それについて DNSA に対し報告するものとする。

3.F.2 3.D で示された副長官委員会審査に参加するあらゆる関連省庁の副長官は、ある個人が殺傷行動の ██████████ となるべきことを常に提案することができる。そのような提案がなされた場合、NCTC は、問題となっている個人についてインテリジェンスコミュニティが調整したプロフィールを更新するものとし、また適切な場合、関連省庁の副長官は、当該個人が指定を行う機関の長官によって対象から外されるべきことを提案するかどうか、について検討するものとする。

3.F.3 3.F.1 もしくは 3.F.2 に従った副長官級レベルによる検討及び審議の後に、関連省庁は、国家安全保障会議スタッフが認定した適切な期限内に、それら省庁の長官の最終的な見解を提出するものとする。

第 4 部 HVTs 以外のテロリストの標的に対する殺傷行動を承認するための政策基準と手続

4.A HVTs 以外のテロリストの標的に対する殺傷行動を命令するための政策基準

PPG 第 4 部は、有人もしくは無人の自動車爆弾装置あるいは火薬庫を含む基幹施設のような ██████████ 合法的な対象となるテロリストの標的に対する ██████████ ██████████ 殺傷力の行使の命令に適用される。作戦を行う機関が、██████████ HVTs 以外のテロ

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

リストの標的に対して直接行動を授権された際、そのようなテロリストの標的がアメリカ人に対して継続的かつ差し迫った脅威を提起する場合には、その標的に対しては、政策問題として、██████████承認された作戦計画の要件に従って不利益的な行動をとることができる。

4.B 第4部の下で殺傷力の行使を命じるために必要な前提条件

第4部の下で殺傷力の行使を命じるためには、以下のことを要件とする。すなわち、^マ(1)当該標的が適法に標的の対象とされ、かつ1.C.8に設定されたものを含む、適切な作戦計画の中で定められたあらゆる条件が満たされていることである。1.C.8に設定された殺傷力を行使するための前提条件は、次の通りである。すなわち、(a) HVTs 以外の合法的な対象となるテロリストの標的が所在することが、ほぼ確実であること、(b)非戦闘員が傷つけられもしくは殺害されることがないということが、ほぼ確実であること、(c) ██████████⁽⁹⁾、(d) ██████████⁽⁹⁾、(e)活動が想定される国家の関連政府当局が、アメリカ人に対する脅威に有効に対処できないまたは対処できないであろうとの評価があること、そして、(f)アメリカ人に対する脅威に有効に対処するためには、殺傷行動の他に合理的な選択肢が見当たらないとの評価があること、である。

(9) ██████████作戦上の不一致については、国家安全保障会議の長官級レベルに格上げして検討を行うものとする。大統領は、長官級レベル間で生じるすべての不一致について採決を行うであろう。

(10) ██████████
██████████
██████████
██████████

4.C 特定された重要度の高い個人以外のテロリストの標的についての指定と審査

作戦を行う機関が、██████████ HVTs 以外の (██████████ 資産を含む) テロリストの標的に対する実力行使を授権された際、██████████ は、特定された標的を指定し承認するために要求される手続を含む、██████████ ██████████ 承認された作戦計画の要件に従って、そのような標的を殺傷力を伴う標的の対象として指定することができる。

第5部 PPG で設定された政策指針からの変更を内容とする提案を承認するための手続

5.A すでに授権された標的について：わずかな好機が生じた場合に作戦計画の要件を変更すること

5.A.1 HVTs もしくは ██████████ それ以外のテロリストの標的に対し、PPG に基づいて直接行動が授権された場合、承認された作戦を遂行することに責任を有する機関は、予見できない状況がありまたわずかな好機が訪れた場合には、██████████ 作戦計画の要件から変更する個別の作戦計画を、国家安全保障会議スタッフに提出することができる。この場合、適切な国家安全保障会議スタッフの職員は、この提案が決定を行う大統領に提出される前に、適切かつ時間が許す場合に、他の関連省庁と協議を行うものとする。

5.A.2 作戦計画からのそのようなすべての変更は、当該作戦を遂行する機関の法務顧問による審査を受けなければならない。そこでの結論は、国家安全保障会議スタッフ法律顧問に照会されなければならない。すべてのケースにおいて、あらゆる作戦計画は、適用可能な法に完全に従う作戦であることを想定するものでなければならない。例外的な状況を除いて、これらの提案は、次のよ

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

うな内容を含むものとする。すなわち、

1) [REDACTED]

[REDACTED] 関連する国家において行動をとるための国際法上及び国内法上の法的根拠を特定すること、

2) 殺傷行動は、以下の場合に限ってとることができるという旨を義務づけること。すなわち、(a)当該標的が所在することが、ほぼ確実である場合、(b)非戦闘員が傷つけられもしくは殺害されることがないということが、ほぼ確実である場合、(c)捕捉は実行可能ではないと認定された場合、(d)活動が想定される国家の関連政府当局が、アメリカ人に対する脅威に有効に対処できないまたは対処できないと思われる場合、そして、(e)アメリカ人に対する脅威に有効に対処するためには、殺傷行動の他に合理的な選択肢が見当たらない場合である。

5.A.3 作戦計画からのあらゆる変更は決定を行う大統領に提出されるものとし、また、適切な国家安全保障会議スタッフの職員は、あらゆる承認に付されたすべての期限ないし条件を含む大統領の決定について、適切な機関に対して伝達するものとする。

5.B 例外的なケース：PPG で設定された政策指針からの変更

PPG におけるいかなる内容も、以下のことを妨げるものとして解釈されてはならない。それは、PPG に含まれる政策指針からは外れることになる直接行動を大統領が授権することを内容とする、作戦を行う機関からの合法的な提案を検討するために、大統領が、最高司令官及び執行府の長としての憲法上の権限並びに制定法上の権限を行使することである。この提案には、他国の国民に対し継続的かつ差し迫った脅威を提起する個人への殺傷力の行使を大統領が授権するものも含まれる。例外的なケースにおいては、そのような提案は、以下のことについて検討するために、大統領に対し先行して提出することができ

る。すなわち、

1) 当該行動が適用可能な法に従って行われるかどうかを決定するための別個の法的審査が行われた後に、PPG 第 1 部で示された機関相互間の手続を通じて、PPG に含まれる政策指針からの変更を行う提案が、作戦を行う機関の内いずれかの長官によって先行して提出される可能性がある。

2) わずかな好機がある場合、当該行動が適用可能な法に従って行われるかどうかを決定するための別個の法的審査が行われた後に、作戦を行う機関の内いずれかの長官が、当該行動について、PPG に含まれる指針からの変更を伴う形で行われるべきことを大統領に対して提案する可能性がある。

3) すべてのケースにおいて、5.B に従って先行して提出される提案は、適用可能な法に完全に従う作戦を想定するものでなければならない。

第 6 部 行動後の報告のための手続

6.A 当該作戦を遂行した関連省庁は、授権されたあらゆる標的に対する直接行動をとってから48時間以内に、国家安全保障会議スタッフに対し書面で、以下の予備的な情報を提供するものとする。すなわち、

1) 当該作戦に関する説明、

2) 当該作戦が承認された作戦計画に含まれる適用可能な基準を満たしたと認定するための根拠に関する要旨、

3) 当該作戦がその目的を達成したかどうかについての評価、

4) 殺傷された戦闘員の人数に関する評価、

5) 当該作戦により生じたあらゆる付随的損害についての説明、

6) 当該作戦の一環として使用されたすべての弾薬及び装備についての説明、そして、

7) [REDACTED]。

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

6.B 当該作戦を遂行した関連省庁は、適切な場合には、当該作戦の結果収集されたすべてのインテリジェンスを含む当該作戦の成果に関する最新情報について、国家安全保障会議スタッフに対し提供するものとする。PPG 第 6 部に基つき国家安全保障会議スタッフに対して提供される情報は、PPG 第 1 部及び第 3 部に基つく審査に参加する関連省庁の適切な職員も利用可能なものとする。

第 7 部 連邦議会への通知

連邦議会への通知は、次の場合に、そのような行動の遂行を承認した関連省庁によって準備され、ただちに適切な連邦議会議員に対し提供されるものとする。すなわち、

- 1) ██████████ 直接行動をとるための新たな作戦計画が承認される場合、
- 2) ██████████ 合法的な標的となる個人及びそれ以外の合法的な攻撃対象となるテロリストの標的に対して殺傷力の行使を命じる権限が、作戦計画に基ついて拡大される場合、もしくは、
- 3) 作戦がそのような承認に基ついて遂行された場合。

さらに、適切な連邦議会議員は、PPG 第 3 部に基づく殺傷行動の対象として承認を受けた HVTs に関する最新情報について、3 ヶ月を超えない期間ごとに提供されるであろう。PPG 第 7 部に基つき連邦議会への通知を求められた個々の関連省庁は、連邦議会に対しそのようなあらゆる通知を行う前に、どのような形で PPG 第 7 部を遵守しようとしているかについて、国家安全保障会議スタッフに対して報告するものとする。

第8部 総則

8.A このPPGは、アメリカ、その省庁、もしくは団体、その職員、被用者、もしくは代理人、またはその他あらゆる個人に敵対するすべての当事者がモンロー上もしくはエクイティ上執行可能ないかなる権利もしくは利益を、実体的なものであれ手続的なものであれ創設しようとし、また創設するものではない。

8.B

[REDACTED]

8.C 関連省庁の長官は、このPPGが施行されてから12ヶ月後に、PPG第6部に基づき提供された情報を評価することから得られたあらゆる教訓を含むPPGの履行状況及び運用状況について審査し、また調整のすべてが確実なものとなっているかどうかについて検討を行うものとする。

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

【補遺】

2013年5月23日

アメリカの領域外及び現に敵対行為が進行している地域外での対テロ作戦において武力を行使するためのアメリカの政策基準及び手続

オバマ大統領は就任以降、アメリカが、アルカイダ及びその連携勢力が提起するテロリストの脅威からアメリカ国民を守るために利用可能なあらゆる国力の手段を使用することを明らかにしてきた。大統領はまた、この戦いを遂行するにあたり、アメリカがわが国の国家安全保障上の必要性と執行府の適切な役割に従って、アメリカの法と価値を支持し、アメリカ国民及び連邦議会と可能な限り多くの情報を共有することも明らかにしてきた。これらの目的のために、アメリカ領域外及び現に敵対行為が進行している地域外においてテロリストの標的を捕捉しまたはそれに対して殺傷力を用いる作戦を審査及び承認するための、アメリカ政府による厳格な手続を定式化し強化する書面での政策基準及び手続について、大統領はこれを承認し、また執行府の高官は連邦議会に向けた摘要を作成した。さらに大統領は、この文書において、アメリカ国民が情報に基づいた判断を行い執行府に対して説明責任を負わせるようにするために、これらの基準及び手続を構成する一定の重要な要素についてアメリカ国民と共有することを決定した。

この文書は、すでに実施されもしくは常に変化するであろう対テロ政策の基準と手続に関する情報を提供するものである。政府当局者が多くの機会に公式に述べてきたように、わが国は、国家の安全をテロリストの脅威から保護するために実力を行使する基準と手続を改良し、明確化し、そして強化することに継続的に取り組んでいる。一貫しているのは、対テロ作戦を適法に遂行することへのコミットメントである。さらに、わが国は、政策問題として、実力が行使されるべきかどうかという別個の問題についても検討している。とりわけ、アメリカが殺傷力の行使を想定する場合に最も重要となる政策上の考慮要素と

は、わが国の行動がアメリカ人の生命を保護するかどうか、というものである。

捕捉を優先的に選択すること

テロ容疑者の捕捉が実行可能であるのならば、アメリカの政策は殺傷力を使用することにはならない。なぜならば、テロリストを捕捉することは、非常に意味のあるインテリジェンスを収集し、テロリストの計画を弱体化させ妨害するための最良の機会を提供するからである。捕捉作戦は、アメリカによって適法に捕捉されあるいは別な方法で収監される容疑者に対してのみ遂行され、また、当該作戦が適用可能なすべての法及び他の主権国家に対するわが国の義務に従って遂行される場合に限って行われる。

殺傷力の行使に関する基準

わが国の敵対勢力がアメリカ国民を殺害することに専心するテロリストであった場合であっても、海外において実力を行使するというあらゆる決定は重大な問題である。殺傷力は、司法裁判所もしくは軍事委員会においてテロ容疑者を処罰するものとしてあるいは訴追する代替策として、提案されもしくは追求されることはないだろう。殺傷力は、アメリカ人に対する攻撃を阻止しもしくは停止するためにのみ行使されるであろうし、またその場合でさえ、捕捉が実行不可能でその脅威に対して有効に対処するための合理的な選択肢が他に見当たらないときに限って行使されるであろう。とりわけ殺傷力は、次の前提条件が満たされた場合に限って、現に敵対行為が行われている地域外において行使されるであろう。すなわち、

第1に、テロ組織の上級作戦指導者に対するものであれ、テロ攻撃を遂行するために使用しもしくは使用しようとしている兵力に対するものであれ、殺傷力を行使するための法的根拠が存在していなければならない。

第2に、アメリカは、アメリカ人に対する継続的かつ差し迫った脅威を提起

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

している標的に対してのみ、殺傷力を行使するであろう。単純にすべてのテロリストが、アメリカ人に対する継続的かつ差し迫った脅威を提起しているわけではない。テロリストがそのような脅威を提起していないのであれば、アメリカは殺傷力を行使することはないだろう。

第3に、殺傷活動がとられる前に、以下の基準が満たされていなければならない。すなわち、

- 1) テロリストの標的が所在することがほぼ確実であること、
- 2) 非戦闘員⁽¹⁾が傷つけられもしくは殺害されることがないということが、ほぼ確実であるということ、
- 3) 当該作戦の時点で捕捉が実行不可能であるとの評価があること、
- 4) 活動が想定される国家の関連政府当局が、アメリカ人に対する脅威に有効に対処できないまたは対処しないであろうとの評価があること、そして、
- 5) アメリカ人に対する脅威に有効に対処するためには、殺傷行動の他に合理的な選択肢が見当たらないとの評価があること。

最後に、アメリカが外国領域において実力を行使する場合はいつでも、国家主権並びに武力紛争法の尊重を含む国際法上の諸原則は、一方的に行動を行うアメリカの権能、そしてアメリカが実力を行使することができる方法に対して、重大な制約を課している。アメリカは、国家主権並びに国際法を尊重している。

(1) 非戦闘員とは、適用可能な国際法の下で攻撃対象とはされない個人である。「非戦闘員」という文言には、武力紛争の交戦当事者の一部を構成する個人、敵対行為に直接参加する個人、または国家の自衛権の行使において標的とされる個人は含まれない。兵役年齢の男性も、非戦闘員である場合があるかもしれない。標的の付近にいるすべての兵役年齢の男性が、戦闘員とみなされるというわけではない。

アメリカ政府による調整と審査

アメリカ領域外及び現に敵対行為が進行している地域外で個々のテロリストを捕捉しもしくは別な方法で実力を行使するという決定は、アメリカ政府の最上級レベルにおいて行われ、関連する専門知識と制度的な役割をもつ関連省庁によって伝達される。重要な関連省庁の次官及び長官を含む国家安全保障に関連する上級職員は、わが国の政策基準が満たされることを確認させる提案を検討するであろうし、また、重要な関連省庁の上級法務官は、この提案の合法性を審査し認定するであろう。

これらの決定は、アメリカ人に脅威を与えてきた計画において現在及び過去に標的が果たしている意図的な役割、当該個人が提供することになるインテリジェンス関連情報、そして、進行中のテロ計画、テロ組織の能力、アメリカの外交関係、及びアメリカによるインテリジェンスの収集に対する潜在的な影響力を広く分析することによって、伝達されるであろう。そのような分析は、当該個人が当該作戦にとっての法的及び政策的な基準を満たすかどうかという検討事項を明らかにするものとなるであろう。

その他の重要な考慮要素

アメリカ人 アメリカがアメリカ人であることを確認したテロリストに対する作戦を検討する場合、司法省は、そのような行動が合衆国憲法並びにアメリカ国内法に従って当該個人に対し遂行されることを確認するために、さらなる法的分析を行うであろう。

権限の留保 これらの新たな基準及び手続は、大統領が行動をとることが適法でかつアメリカまたはその同盟国を保護するのに必要な例外的な状況において、そのような行動を行う大統領の権限を制約するものではない。

連邦議会への通知 大統領は就任以降、適切な連邦議会議員が継続的に、わが国の対テロ作戦について十分に通知されるということを確約してきた。連邦議会による監督に対するこうした強力かつ継続的なコミットメントに従って、適切な連邦議会議員は、殺傷力の行使が承認されたあらゆる個人を特定する最新情報を定期的に提供されるであろう。さらに、適切な連邦議会の委員会は、こ

アメリカ合衆国による「標的殺害 (targeted killings)」作戦を承認するための手続

これらの基準及び手続の対象となる対テロ作戦が遂行された場合には、必ず通知されるであろう。